

許認可等の内容	河川工事又は河川の維持の承認（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 20 条準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1  他の行政機関、公共団体又は私人が自らの必要に基づき、又は河川管理に協力する立場から、河川の工事又は維持を行うことを希望し、かつ、それが河川管理上支障がなければ、承認する。</p> <p>ここで、「河川管理上支障がない」とは、治水上、利水上及び河川環境上支障のないことをいい、具体的には、次の事項等をいう。</p> <p>(1) 当該工事の施工時期が、梅雨等の増水時（毎年 6 月 1 日から 10 月 31 日まで）に当たらないこと。</p> <p>(2) 当該工事又は維持により濁水が発生する恐れがあるときは、その防止対策が講じてあること。</p> <p>(3) 当該工事又は維持により河川環境に影響を及ぼす恐れがあるときは、その防止対策が講じてあること。</p> <p>2  法施行令第 11 条に規定する申請手続であることが必要である。</p>			

許認可等の内容	流水の占用の許可（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 23 条準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1  水利使用の目的が社会全体からみて妥当性及び公益性があり、申請された内容が実際に実行されることの確実性があること。具体的には、次の事項等について審査する。</p> <p>(1) 水利使用に係る事業についての関係法令の適用の有無</p> <p>(2) 地域の水需給の見通し</p> <p>(3) 取水量の算出根拠</p> <p>2  取水予定量が河川の流況等に照らし安定的に取水可能であること。具体的には、次の事項等について審査する。</p> <p>(1) 河川の流況（特に渇水時の流況）</p> <p>(2) 他の水利の状況</p> <p>(3) 河川維持流量</p> <p>(4) 水源の確保の状況</p> <p>3  他の河川の使用に対する影響が小さいこと。</p> <p>4  工作物の設置又はその工事による治水等への影響が小さいこと。</p> <p>5  法施行規則第 11 条、第 39 条又は第 40 条に規定する申請手続であることが必要である。</p>			

### 都市 4 - 3

許認可等の内容	土地の占用の許可（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 24 条準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 土地（河川敷地）の占用は、当該占用が次に掲げる場合に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められるものに限り、許可する。この場合、地域における土地利用の実態を勘案して、公共性の高いものを優先させる。</p> <p>(1) 治水上又は利水上支障を生じない場合</p> <p>(2) 河川の自由使用を妨げない場合</p> <p>(3) 河川及びその付近の自然的及び社会的環境を損なわない場合</p> <p>2 具体的には、次に掲げる施設等のためにする占用以外は、許可しない。</p> <p>(1) 公園、緑地及び広場</p> <p>(2) 一般公衆の用に供する運動場（営利を目的とするものを除く。）</p> <p>(3) 児童、生徒等が利用する運動場で学校教育法に規定する学校が設置し、管理するもの</p> <p>(4) 採草放牧地その他これに類するもの</p> <p>(5) その他営利を目的としないで、その占用の方法が河川管理に寄与するもの</p> <p>3 法施行規則第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 39 条又は第 40 条に規定する申請手続であることが必要である。</p>			

### 都市 4 - 4

許認可等の内容	土石等の採取の許可（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 25 条準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 「砂利等採取許可準則について（昭和 41 年 6 月 1 日付け発河第 83 号建設事務次官通達）」の別紙砂利等採取許可準則による。</p> <p>なお、「採取」とは、土石等を自己の物とする目的をもって河川から分離する行為をいう。</p> <p>2 土石等の採取に当たって、発生する濁水を直接河川に流さないために、濁水防止対策を講じているかどうかを審査する。</p> <p>3 法施行規則第 13 条、第 39 条又は第 40 条に規定する申請手続であることが必要である。</p>			

## 都市 4 - 5

許認可等の内容	工作物の新築等の許可（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 26 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 河川における一般の自由使用への影響及び洪水に際して河川の機能を減殺する等のおそれを個別具体的に検討する。</p> <p>ここで、法第 26 条第 1 項に規定する「河川区域内の土地」とは、河川管理者が権原に基づき管理している土地であるか否かにかかわらず、私法上財産権の客体とならない土地も含む一切の土地をいい、「工作物」には、河川区城内の土地の地表に定着するものに限らず、つり橋、電線等のように上空に設けられる工作物やサイホン、トンネル等のように地下に埋設される工作物も含むが、その高さや深さの限界は、社会通念によって定める。</p> <p>2 工作物が河川区域外の土地にまたがる場合には、区域外の部分は、許可の対象外であるが、許可に関する処分に必要な範囲内において、当然審査の対象となる。その部分の構造等が不備であれば、是正を求め、又は不許可とすることもある。</p> <p>3 新築等に伴う工事に当たって、発生する濁水を直接河川に流さないために、濁水防止対策を講じているかどうかを審査する。</p> <p>4 法施行規則第 11 条、第 15 条第 39 条又は第 40 条に規定する申請手続であることが必要である。</p>			

## 都市 4 - 6

許認可等の内容	土地の掘削等の許可（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 27 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 「砂利等採取許可準則について（昭和 41 年 6 月 1 日付け発河第 83 号建設事務次官通達）」の別紙砂利等採取許可準則による。</p> <p>なお、法第 27 条第 1 項に規定する「土地の形状を変更する行為」とは、土地の掘削、盛土若しくは切土と例示されている行為はもちろん、これらに限らず土地の形状変更を伴い、又は伴うおそれのある一切の行為をいい、行為の種類、性質にかかわらない。</p> <p>2 土地の掘削等に当たって、発生する濁水を直接河川に流さないために、濁水防止対策を講じているかどうかを審査する。</p> <p>3 法施行規則第 11 条、第 13 条、第 16 条、第 39 条又は第 40 条に規定する申請手続であることが必要である。</p>			

都市 4 - 7

許認可等の内容	河川管理上支障のある行為の許可（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 29 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 法第 29 条第 1 項に規定する政令で定める許可が必要な河川管理上支障のある行為とは、法施行令第 16 条の 8 に規定されている次の行為である。</p> <p>(1) 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。（法施行令第 16 条の 8 第 1 項第 1 号）</p> <p>(2) 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること。（法施行令第 16 条の 8 第 1 項第 2 号）</p> <p>ここで、「汚物」とは、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体等をいい、燃えがら、汚泥等を含み、「堆積」には、多数を集合しておくことも含む。</p> <p>2 法施行令第 16 条の 8 第 1 項第 1 号に規定する物件の洗浄については、次に掲げる場合以外は許可することとする。</p> <p>(1) 流水の正常な機能の維持が不可能となる場合</p> <p>(2) 他の河川の使用に支障を及ぼす場合</p> <p>3 法施行令第 16 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する物件の堆積又は設置については、河川管理施設の保全上支障となり、又は洪水の流下を妨げるおそれがある場合は、許可しないこととする。</p> <p>4 法施行規則第 18 条の 10、第 39 条又は第 40 条に規定する申請手続であることが必要である。</p> <p>5 許可が不要とされる場合</p> <p>(1) 「日常生活のために必要な行為」については、法施行令第 16 条の 8 第 1 項ただし書の規定により許可が不要とされるが、具体的には、日常生活において通常行われる軽易な行為をいう。</p> <p>(2) 「農業若しくは漁業を営むために通常行われている行為」については、法施行令第 16 条の 8 第 1 項ただし書の規定により許可が不要とされるが、具体的には、農具、漁具、農作物等の洗浄又は堆積等の農業又は漁業に伴って通常行われる行為をいう。</p>			

許認可等の内容	許可工作物の完成検査（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 30 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>法第 26 条第 1 項の許可の内容どおりに工作物が完成しているかどうかについて検査を行う。</p> <p>具体的には、当該工作物について、その形状、材質、構造、能力等が許可（条件を含む。）に違反していないかどうかを主として安全性の観点から検査する。</p> <p>また、法施行規則第 19 条に規定する申請手続であることが必要である。</p>			

許認可等の内容	許可工作物の完成前の使用の承認（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 30 条第 2 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>法第 26 条第 1 項の許可の内容どおりに工作物が完成しているかどうかについて検査を行う。</p> <p>具体的には、当該工作物について、その形状、材質、構造、能力等が許可（条件を含む。）に違反していないかどうかを主として安全性の観点から検査する。</p> <p>また、法施行規則第 20 条に規定する申請手続であることが必要である。</p> <p>なお、第 30 条第 2 項に規定する「特別の事情があるとき」とは、工作物の新築等を行っている者の主観的な必要性があるだけでなく、工作物の性質上完成前の使用が、河川管理上支障がなく、かつ、合理的であると認められるときのことをいう。</p>			

都市 4-10

許認可等の内容	権利譲渡の承認（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 34 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>1 譲渡の前後において、権利の同一性が保たれていること。例えば、同じ流水使用の権利であっても上水道のためとかんがいのためとでは、その目的を異にしているため、権利の同一性が保たれているとはいえない。</p> <p>2 譲受人に事業遂行の能力と意志があること。</p> <p>3 法施行規則第 22 条に規定する申請手続であることが必要である。</p>			

都市 4-11

許認可等の内容	ダム操作規程の承認（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 47 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間		設 定 日	
<p><b>審査基準及び標準処理期間を設定しない理由</b></p> <p>本市内の準用河川の流域には、現在ダムはなく、また、その計画もない。</p> <p>したがって、本件承認の申請は、現時点ではあり得ないので、審査基準及び標準処理期間は設定しない。</p>			

許認可等の内容	渇水時における水利使用の特例の承認		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 53 条の 2 第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 水利使用の特例を行わせる水利使用者と水利使用の特例を受ける水利使用者が申請に係わる水利使用に同意していること。</p> <p>2 特例の期間が異常渇水期に限ったものであること。</p> <p>3 水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利使用者が受けた法第 23 条及び第 24 条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。</p> <p>4 水利使用の特例に係る水量が、この特例を受けようとする水利使用者が取水を困難としている量の範囲内であること。</p> <p>5 法施行規則第 28 条の 2 に規定する申請手続であること。</p>			

許認可等の内容	河川保全区域内の行為の許可（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 55 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	
<b>審査基準を設定しない理由</b>			
<p>本市内の準用河川に係る河川保全区域はなく、またその予定もない。</p> <p>したがって、本件許可の申請は、現時点ではあり得ないので、審査基準は設定しない。</p>			

都市 4 - 14

許認可等の内容	河川予定地内の行為の許可（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 57 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	
標準処理期間		設定日	
<p><b>審査基準及び標準処理期間を設定しない理由</b></p> <p>河川管理者は、河川工事を施行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができるが、本市においては、現在のところこの指定を行うことは考えていない。</p> <p>したがって、本市内の準用河川に河川予定地は存在しないこととなり、本件許可の申請は、現時点ではあり得ないので、審査基準及び標準処理期間は設定しない。</p>			

都市 4 - 15

許認可等の内容	個人施行の認可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 4 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市長
標準処理期間	14 日	設定日	平成 13 年 4 月 1 日
<p><b>審査基準</b></p> <p>法第 9 条第 1 項に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>申請手続が法令に違反していないこと。</li> <li>規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していないこと。</li> <li>市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていないこと。 ここで「適当でない地域」とは、農地として保全することが必要な地域等をいう。</li> <li>土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分であること。 ここで「必要な経済的基礎」とは、財政的能力、社会的信用、技術的能力等の事業施行に必要な能力をいい、「必要なその他の能力」とは、事業の遂行に必要な社会的、経済的な信用、事業における工事や換地計画等を適正かつ円滑に執行する技術的能力等をいう。</li> <li>都市計画法第 7 条第 1 項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合には、土地区画整理事業として行われる開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。）が、同法第 34 条各号のいずれかに該当すること。</li> </ol>			

許認可等の内容	基準、規約又は事業計画の変更の認可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 10 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「個人施行の認可の審査基準」を準用する。			

許認可等の内容	施行者の変動による規約の認可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 11 条第 4 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	8 日	設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 1 1人で施行する土地区画整理事業において、法第 11 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により 数人共同して施行する土地区画整理事業となった場合であること。 2 申請手続が法令に違反していないこと。 3 規約の決定手続又は内容が法令に違反していないこと。			

都市 4-18

許認可等の内容	個人施行に係る土地区画整理事業の廃止又は終了の認可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 13 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 1 申請手続が法令に違反していないこと。 2 法施行規則第 2 条第 3 項の添付資料の内容が法令に違反していないこと。			

都市 4-19

許認可等の内容	組合設立の認可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 14 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 15 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 法第 21 条第 1 項及び第 2 項に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。 1 申請手続が法令に違反していないこと。 2 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令に違反していないこと。 3 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていないこと。 ここで「適当でない地域」とは、農地として保全することが必要な地域等をいう。 4 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分であること。 ここで「必要な経済的基礎」とは、財政的能力、社会的信用、技術的能力等の事業施行に必要な能力をいい、「必要なその他の能力」とは、事業の遂行に必要な社会的、経済的な信用、事業における工事や換地計画等を適正かつ円滑に執行する技術的能力等をいう。 5 都市計画法第 7 条第 1 項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合には、土地区画整理事業として行われる開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。）が、同法第 34 条各号のいずれかに該当すること。			

許認可等の内容	組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更認可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 39 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 15 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「組合設立の認可」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	組合の解散の認可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 45 条第 2 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 15 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 1 申請手続が法令に違反していないこと。 2 法施行規則第 2 条第 8 項の添付書類の内容が法令に違反していないこと。			

都市 4 - 22

許認可等の内容	決算報告書の承認		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 49 条		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	8 日	設 定 日	平成 15 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 法施行規則第 18 条各号の記載事項の内容が法令に違反していないこと。			

都市 4 - 23

許認可等の内容	測量又は調査のための土地の立入りの認可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 72 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 1 認可申請者が法第 3 条 1 項に定める個人又は法第 3 条 2 項に定める土地区画整理組合で当該土地区画整理事業の施行者又は施行者予定者であること。 2 代理人の申請による場合は、代理権限証書が添付されていること。 3 事業の施行認可等を受けていなくてもよいが、土地区画整理組合においては法第 14 条の設立の認可手続がなされていること。 4 認可申請書により立入者が特定されていること（職、氏名を届出する）及び身分を示す証票の様式が定めてあること。 5 認可申請書、添付書類及び図面等により立ち入ろうとする土地区域及び期間が明確にされており、その区域及び期間が当該準備又は施行のために必要な範囲内であること。 なお、法第 72 条第 1 項の「必要の限度」とは仮換地測量、杭打ち、補償物件の調査、確定測量、出来高確認測量に限定する。			

許認可等の内容	測量又は調査のための土地の立入りの許可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 72 条第 6 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 認可申請者が法第 3 条 1 項に定める個人及び法第 3 条 2 項に定める土地区画整理組合で当該土地区画整理事業の施行者及び施行予定者であること。</p> <p>2 代理人の申請による場合は、代理権限証書が添付されていること。</p> <p>3 受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。</p> <p>4 事業の施行認可等を受けていなくてもよいが、土地区画整理組合においては法第 14 条の設立の認可手続がなされていること。</p> <p>5 申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害の範囲等が特定されており、障害物の伐除、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。(測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断)</p> <p>なお、法第 72 条第 6 項の「やむを得ない必要」とは伐除予定物があるため測量又は調査ができない場合に限ることとし、「その所有者及び占有者がその場所にいないため」とは所在不明の場合等承諾を得ることができない合理的な理由があることとする。</p>			

許認可等の内容	建築行為等の許可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 76 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>「仮換地指定後の土地にかかる法第 76 条第 1 項の許可（昭和 31 年 5 月 29 日建計区発 67 号、愛知県土木部長あて建設省計画局区画整理課長回答）」、「公団施行の土地区画整理事業の保留地予定地に公団が建築する場合の許可（昭和 33 年 12 月 21 日建計区発 143 号日本住宅公団宅地部長あて建設省計画局区画整理課長回答）」、「土地に関する権原の有無と法第 76 条の建築許可の取扱い（昭和 29 年 9 月 27 日建設計発 332 号、福岡県知事あて建設省計画局長回答）」及び「土地区画整理地区内における地方鉄道新設許可の条件（昭和 29 年 9 月 27 日建設計発 332 号、福岡県知事あて建設省計画局長回答）」による。</p>			

都市 4 - 26

許認可等の内容	建築物等の移転又は除却の認可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 77 条第 7 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>申請に至った手続が適正であるかどうかを審査し、決定する。          具体的には、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第 77 条第 2 項に規定する事前通知の「相当の期限」とは、法第 77 条第 3 項に規定されている現住建物以外の建築物その他の工作物については 1 月を下らないこと。また竹木土石等については 20 日を下らないこと。</li> <li>2 事前通知と同じ期限内に所有者及び占有者が自ら移転し、又除却する意思をもっているかどうかの照会を行っていること。</li> <li>3 法第 77 条第 4 項に規定する所有者及び占有者を確知することができない場合において、確知できないことに過失がなく、事前通知と同じ期限内に公告を行っていること。</li> </ol>			

都市 4 - 27

許認可等の内容	移転、除却の際の建築物等の使用許可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 77 条第 8 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 許可する建築物等は、現に住んでいる住居に限る。</li> <li>2 認可する理由は、家族が病気の場合又は移転先が決まらない場合のみとする。</li> </ol>			

許認可等の内容	宅地の指定等		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 85 条の 2 第 5 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 法第 85 の 2 第 5 項各号に規定する要件に該当するかどうかについて審査し、決定する。			

許認可等の内容	換地計画の認可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 86 条第 1 項後段		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	8 日	設 定 日	平成 11 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 法第 86 条第 4 項各号のいずれにも該当しないかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政実例 昭和 28 年建設計形第 37 号（所有権の認否）、昭和 29 年建設計発第 42 号（残余地の換地処分）、昭和 32 年建設計区発第 47 号（換地交付の標準となるべき従前の宅地地積の確定日）、昭和 33 年建設計区発第 111 号（小作権の指定）、昭和 40 年建都区丘第 22 号（土地区画整理審議会の意見の処理）</li> <li>・ 実務問答土地区画整理 第 3 章第 86 条（換地計画の決定及び認可）、第 87 条（換地計画）、第 89 条（換地）</li> </ul>			

都市 4-30

許認可等の内容	換地計画の変更の認可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 97 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	8 日	設 定 日	平成 11 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>法第 86 条第 4 項各号のいずれにも該当しないかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政実例 昭和 28 年建設計形第 37 号（所有権の認否）、昭和 29 年建設計発第 42 号（残余地の換地処分）、昭和 32 年建設計区発第 47 号（換地交付の標準となるべき従前の宅地地積の確定日）、昭和 33 年建設計区発第 111 号（小作権の指定）、昭和 40 年建都区丘第 22 号（土地区画整理審議会の意見の処理）</li> <li>・実務問答土地区画整理 第 3 章第 86 条（換地計画の決定及び認可）、第 87 条（換地計画）、第 89 条（換地）、第 97 条（換地計画の変更）</li> </ul>			

許認可等の内容	緑地協定の認可		
根拠法令及び条項	都市緑地法第 45 条第 4 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市長
標準処理期間	7 日	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審査基準</b>			
<p>法第 47 条第 1 項各号のすべてに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p>			
<p>1 法第 47 条第 1 項第 1 号関係 協定に係る土地所有者等の全員の合意が適正に得られたものであること。</p>			
<p>2 法第 47 条第 1 項第 2 号関係 「土地の利用を不当に制限をするものでないこと」とは、適正な位置において、協定に係る当該土地所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有するものが、協定により土地利用が著しい支障をきたすこととならないことをいう。</p>			
<p>3 法第 47 条第 1 項第 3 号関係</p>			
<p>(1) 緑地協定区域は、相当規模の一団の土地の場合にあってはできる限り道路、鉄道、河川、その他土地利用範囲を表示するに適切な施設に接して、道路、河川に隣接する相当の区間にわたる土地の場合にあっては、これらに接する敷地の区画によって、区域の境界が明確に定められていること。</p> <p>ここで、「相当規模の一団の土地」とは、植栽等により市街地の良好な環境を確保し得るような規模を有するまとまった土地で、区域の境界が明確なものであり通常は街区単位の規模を有するものをいい、「道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地」とは、植栽等により市街地の良好な環境を確保し得る程度の区間にわたる道路、河川沿い等の土地で区間の境界が明確なものであり、通常は一街区相当の区間程度にわたる土地を有することをいう。</p>			
<p>(2) 樹木等の種類は、緑地協定区域内の土地の風土に適しており、かつ、当該樹木等の植栽によって地域住民等に危害を及ぼすおそれのないこと。</p> <p>ここで、「樹木等の種類」とは、緑地協定区域内に植栽される樹木等の種類をすべて定めようとする趣旨でなく、当該緑地協定の意図に応じて必要なものを定めるものであり、必ずしも具体的に植栽しようとする樹木等の名称を定める必要はなく、落葉樹か常緑樹かといった種類を定める程度でも差し支えない。なお、「樹木等」には草花、芝生等も含まれる。</p>			
<p>(3) 樹木等を植栽する場所は、中庭等もっぱら特定の者の鑑賞等に供する場所でないこと。</p>			
<p>(4) かき又はさくの構造は、当該緑地協定区域内の土地等の相互間の解放制を著しく妨げるものであってはならないこと。ただし、いけ垣にあっては、この限りでない。</p>			
<p>(5) その他緑化に関する事項は、樹木等の維持管理に関する事項、修景施設に関する事項、照明施設に関する事項その他これらに類する事項で緑化協定区域内の環境の改善に寄与するものであること。</p>			
<p>(6) 緑地協定の有効期間は、5 年以上 30 年未満であること。</p>			
<p>(7) 緑地協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。</p>			
<p>4 その他の事項</p> <p>協定の認可の申請手続は、協定を締結した土地所有者等の全員の連名又は代表者を選任している場合にあってはその代表者をもって、法第 45 条第 1 項の全員の合意があったことを証する書面がなければならないこと。</p>			
<p>変更日 平成 16 年 12 月 18 日</p>			

都市4-32

許認可等の内容	緑地協定の変更の認可		
根拠法令及び条項	都市緑地法第48条第1項		
担当課	河川公園課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成6年10月1日
<p><b>審査基準</b></p> <p>「緑地協定の認可」の審査基準を準用する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成16年12月18日</p>			

都市4-33

許認可等の内容	緑地協定の廃止の認可		
根拠法令及び条項	都市緑地法第52条第1項		
担当課	河川公園課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成6年10月1日
<p><b>審査基準</b></p> <p>1 廃止の理由が妥当であること。          ここで、「妥当である」とは、次の観点から個別に判断することとする。</p> <p>(1) 当該協定が廃止されたとしても、市街地の良好な環境が確保されることが確実であると見込まれること。</p> <p>(2) 市街地の良好な環境が確保されることが困難であることが予想されても、これに優先する公益性等のやむを得ないものであること。</p> <p>2 廃止に係る土地所有者等の過半数の合意が適正に得られたものであること。          ここで、「過半数」とは、協定を締結した時点の区域内の土地の所有者及び変更の認可を申請する時点においても引き続き協定に参加している者並びに協定を締結した後の権利の異動により新たに区域内の土地所有者等となった者の過半数を意味し、複数の土地に同一の者が権利を有している場合は一人として算定するものとする。</p> <p>3 法第52条第1項に規定するところにより協定に係る土地所有者等の過半数の合意があったことを証する書面があること。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成16年12月18日</p>			

許認可等の内容	1人緑地協定の認可		
根拠法令及び条項	都市緑地法第54条第1項		
担当課	河川公園課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b> 法第54条第2項に規定する要件に適合するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第47条第1項各号に該当すること。</li> <li>2 当該緑地協定が市街地の良好な環境の確保のため必要であること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成16年12月18日</p>			

許認可等の内容	公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可		
根拠法令及び条項	都市公園法第5条第1項前段		
担当課	河川公園課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第5条第2項に規定する「公園管理者が公園施設を自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められる者」に該当するかどうかを審査し、決定する。          ここで、「不適當」とは、当該施設が営利行為を営む場合（売店、軽飲食店、簡易宿泊施設など）をいい、「困難である」とは、財源措置をできない場合などを言う。</li> <li>2 設置等を許可する公園施設の種別については、法第2条第2項各号、法施行令第5条及び「都市公園の便益施設について（昭和34年12月11日建設計発第484号計画局長通知）」による。</li> <li>3 設置等を許可する公園施設の基準については、法第4条並びに法施行令第6条、第7条及び第8条による。</li> <li>4 鳥取市都市公園条例第5条の2第1項に規定する申請手続であることが必要である。</li> </ol>			

都市 4 - 36

許認可等の内容	公園管理者以外の者の公園施設の設置等の変更の許可		
根拠法令及び条項	都市公園法第 5 条第 1 項後段		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 法第 5 条第 2 項に規定する「公園管理者が公園施設を自ら設け、又は管理することが不相当又は困難であると認められる者」に該当するかどうかを審査し、決定する。 ここで、「不相当と」とは、当該施設が営利行為を営む場合（売店、軽飲食店、簡易宿泊施設など）をいい、「困難である」とは、財源措置をできない場合などを言う。</p> <p>2 設置等の変更を許可する公園施設の種別については、法第 2 条第 2 項各号、法施行令第 5 条及び「都市公園の便益施設について（昭和 34 年 12 月 11 日建設計発第 484 号計画局長通知）」による。</p> <p>3 設置等の変更を許可する公園施設の基準については、法第 4 条並びに法施行令第 6 条、第 7 条及び第 8 条による。</p> <p>4 鳥取市都市公園条例第 5 条の 2 第 1 項に規定する申請手続であることが必要である。</p>			

都市 4 - 37

許認可等の内容	公園施設以外の物件等の設置許可（占用）		
根拠法令及び条項	都市公園法第 6 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日（中国財務局長又は国土交通省と協議が必要なものについては 30 日）		
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 工作物その他の物件又は施設の種別については、法第 7 条、法施行令第 12 条並びに法施行規則第 6 条及び第 8 条による。</p> <p>2 工作物その他の物件又は施設の技術的基準等については、法施行令第 15 条及び第 16 条、「都市公園法施行規則の一部を改正する省令の制定について（昭和 41 年 3 月 16 日建設都発第 41 号都市局長通達）」並びに「地下公共駐車場に係る占用の許可について（昭和 37 年 11 月 15 日建設都発第 257 号都市局長通知）」による。</p> <p>3 鳥取市都市公園条例第 6 条に規定する申請手続であること。</p> <p>4 以上の点を踏まえ、当該占用が公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ない場合に許可する。</p>			

許認可等の内容	公園施設以外の物件等の設置の変更許可（占用）		
根拠法令及び条項	都市公園法第 6 条第 3 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日～14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 工作物その他の物件又は施設の種別については、法第 7 条、法施行令第 12 条並びに法施行規則第 6 条及び第 8 条による。</p> <p>2 工作物その他の物件又は施設の技術的基準等については、法施行令第 15 条及び第 16 条、「都市公園法施行規則の一部を改正する省令の制定について（昭和 41 年 3 月 16 日建設都発第 41 号都市局長通達）」並びに「地下公共駐車場に係る占用の許可について（昭和 37 年 11 月 15 日建設都発第 257 号都市局長通知）」による。</p> <p>3 鳥取市都市公園条例第 6 条に規定する申請手続であること。</p> <p>4 以上の点を踏まえ、当該占用が公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ない場合に許可する。</p>			

許認可等の内容	公園予定区域での公園施設の設置等の許可		
根拠法令及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項（第 5 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 法第 5 条第 1 項に規定する「公園管理者以外の者が公園施設を自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの」に該当するかどうかを審査し、決定する。 ここで、「不適當」とは、当該施設が営利行為を営む場合（売店、軽飲食店、簡易宿泊施設など）をいい、「困難である」とは、財源措置のできない場合などを言う。</p> <p>2 設置を許可する公園施設の種別については、法第 2 条第 2 項各号、法施行令第 5 条及び「都市公園の便益施設について（昭和 34 年 12 月 11 日建設計発第 484 号計画局長通知）」による。</p> <p>3 設置等を許可する公園施設の基準については、法第 4 条並びに法施行令第 6 条、第 7 条及び第 8 条による。</p> <p>4 鳥取市都市公園条例第 5 条の 2 第 1 項に規定する申請手続であることが必要である。</p>			

都市 4 - 40

許認可等の内容	公園予定区域での公園施設の設置等の変更許可		
根拠法令及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項（第 5 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 法第 5 条第 1 項に規定する「公園管理者以外の者が公園施設を自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの」に該当するかどうかを審査し、決定する。 ここで、「不適當」とは、当該施設が営利行為を営む場合（売店、軽飲食店、簡易宿泊施設など）をいい、「困難である」とは、財源措置のできない場合などを言う。</p> <p>2 設置を許可する公園施設の種別については、法第 2 条第 2 項各号、法施行令第 5 条及び「都市公園の便益施設について（昭和 34 年 12 月 11 日建設計発第 484 号計画局長通知）」による。</p> <p>3 設置等を許可する公園施設の基準については、法第 4 条並びに法施行令第 6 条、第 7 条及び第 8 条による。</p> <p>4 鳥取市都市公園条例第 5 条の 2 第 1 項に規定する申請手続であることが必要である。</p>			

都市 4 - 41

許認可等の内容	公園予定区域での公園施設以外の物件等の設置許可（占用）		
根拠法令及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項（第 6 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日（中国財務局長又は国土交通省と協議が必要なものについては 30 日）		
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 工作物その他の物件又は施設の種別については、法第 7 条、法施行令第 12 条並びに法施行規則第 6 条及び第 8 条による。</p> <p>2 工作物その他の物件又は施設の技術的基準等については、法施行令第 15 条及び第 16 条、「都市公園法施行規則の一部を改正する省令の制定について（昭和 41 年 3 月 16 日建設都発第 41 号都市局長通達）」並びに「地下公共駐車場に係る占用の許可について（昭和 37 年 11 月 15 日建設都発第 257 号都市局長通知）」による。</p> <p>3 鳥取市都市公園条例第 17 条の規定において準用する第 6 条に規定する申請手続であること。</p> <p>4 以上の点を踏まえ、当該占用が公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ない場合に許可する。</p>			

許認可等の内容	公園予定区域での公園施設以外の物件等の設置の変更許可（占用）		
根拠法令及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項（第 6 条第 3 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日（中国財務局長又は国土交通省と協議が必要なものについては 30 日）		
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 工作物その他の物件又は施設の種別については、法第 7 条、法施行令第 12 条並びに法施行規則第 6 条及び第 8 条による。</p> <p>2 工作物その他の物件又は施設の技術的基準等については、法施行令第 15 条及び第 16 条、「都市公園法施行規則の一部を改正する省令の制定について（昭和 41 年 3 月 16 日建設都発第 41 号都市局長通達）」並びに「地下公共駐車場に係る占用の許可について（昭和 37 年 11 月 15 日建設都発第 257 号都市局長通知）」による。</p> <p>3 鳥取市都市公園条例第 17 条の規定において準用する第 6 条に規定する申請手続であること。</p> <p>4 以上の点を踏まえ、当該占用が公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ない場合に許可する。</p>			